

大宮第二公園及び大宮第三公園 現況調書

1 公園の設置目的

大宮公園は、明治18年に開設された最も長い歴史を持つ県営公園である。

大宮第二公園はその大宮公園の一部として昭和55年に、同第三公園は平成13年に開設した都市公園である。

大宮公園（第一公園）が双輪場や硬式野球場、水泳場等大会中心の体育施設を有するのに対し、第二公園及び第三公園では、一般向きのテニスコート、軟式野球場を整備し、多くの一般プレイヤーに利用されている。

植物については、大宮公園（第一公園）が桜、赤松の巨木を中心として自然豊かな公園であるのに対し、第二公園では梅、菖蒲、あじさいが季節により華やかに来園者の目を楽しませている。

第三公園は、広大な芝生広場や見沼を再現した湿地、草地等を整備し、家族連れや遠足等に利用されにぎわいを見せている。

本公園は一級河川芝川に隣接しており、大宮第二公園内には芝川見沼第七調節池を整備し大雨洪水時における遊水機能を果たすなど、都市部の防災拠点として重要な施設となっている。

2 公園の概要

(1) 位置 さいたま市大宮区寿能町、堀の内町及び見沼区大和田町地内

(2) 開設年月日 大宮第二公園：昭和55年3月31日
大宮第三公園：平成13年1月20日

(3) 公園面積 大宮第二公園：23.4ha
大宮第三公園：9.8ha

(4) 公園利用者（人）

	有料施設利用者数
R4年度	122,390人
R5年度	119,213人

(5) 主な施設

[施設区分]	[施設名]	有料	無料
1 [園路広場]	大宮第二公園 多目的広場（兼臨時駐車場；1,410台） 3箇所 26,800㎡		○
	大宮第三公園 みぬまの広場 27,000㎡		○
	憩いの広場 3,300㎡		○
	みぬまの沼 10,000㎡		○
	みぬまの森		○
2 [修景施設]	梅林他園地 47,000㎡ ウメ：520本（寄贈）		○
	菖蒲田 36,000㎡		○
	都市緑化見本園 10,000㎡		○
	芝川見沼第七調整池 69,000㎡		○
	四阿 延床面積 25.0㎡		○
3 [休養施設]	管理棟内ロビー		○
4 [遊戯施設]	チビッコ広場 3,000㎡ 4連ブランコ（1基）、ジャングルジム（1基）、 ジャングルジム（パイプフレーム）（1基）、 すべり台（ウエーブラダー）（1基）、複合遊具（1基）、 太鼓梯子（1基）、砂場（1面）、 4連ブランコ（1基）、シーソー（1基）、 ロッキング遊具（5基）、健康器具（5基）		○
5 [運動施設]	少年少女軟式野球場 1面 14,000㎡ （センター100m、両翼87m）	○	
	テニスコート（砂入り人工芝）34,000㎡ 第1テニス場16面、第2テニス場6面 計22面	○	
	更衣室（管理センター内）		○
	シャワー設備（管理センター内） ロッカー設備（管理センター内）	○ ○	

6 [教養施設]	茶室「松籟」 延床面積 67.5㎡、茶庭44.8㎡ (平成4年寄贈)	○	
	ギャラリー棟内 展示室 集会室1, 集会室2	○	
7 [便益施設]	便所 7箇所 (第2公園: 4箇所、第3公園: 3箇所)		○
	駐車場 3箇所 12,500㎡ 319台 大宮第二公園 2箇所 252台 大宮第三公園 1箇所 67台		○
8 [管理施設]	ギャラリー棟 鉄骨造2F 延床面積821㎡ 事務室、資料室、屋上庭園		○
	管理棟 (RC造2F、延床面積461.9㎡) 事務室、倉庫 (延床面積 49.0㎡)		○
9 [防災施設]	ドーム		○
	災害用発電機室 延床面積 49.0㎡ 災害用発電機 1基 災害用照明灯 4基 耐震性貯水槽 100m³ 3基 第二公園2基、第三公園1基 災害用井戸 1基 災害井戸用発電機 1基 浄化装置 1基 防災用放送設備 放送塔 3 第二公園2基、第三公園1基 防災用カマドベンチ 5基 防災用マンホールトイレ 10基		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

(6) 主な建物 (建築物)

- ・大宮第二公園及び大宮第三公園 建物一覧表参照 (別紙1)

3 施設供用日、供用時間等 ※令和5年度実績

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
管理事務所	4月1日から 3月31日まで 351日	8:30~17:15	毎月第1月曜日(休日の場合は翌日)、 12月の第2月曜日 12月31日、1月1日
テニスコート	4月1日から 3月31日まで 351日	9:00~17:00 (2時間単位)	同上
放送施設	4月1日から 3月31日まで 351日	9:00~17:00 (半日単位)	同上
ロッカー	4月1日から 3月31日まで 351日	8:30~17:00 (1回単位)	同上
シャワー	4月1日から 3月31日まで 351日	8:30~17:00 (1回単位)	同上
軟式野球場	4月1日から 11月30日まで 3月15日から 3月31日まで 253日	8:30~12:30 13:00~17:00 8:30~17:00	第1月曜日(休日の場合は翌日)
ギャラリー集会室	4月1日から 3月31日まで 351日	8:30~12:30 13:00~17:00 8:30~17:00	毎月第1月曜日(休日の場合は翌日)、 12月の第2月曜日 12月31日、1月1日
茶室	4月1日から 3月31日まで 351日	9:00~12:00 13:00~16:00 9:00~16:00	同上

駐車場	4月 1日から 9月30日まで	8:00~19:00	なし
	10月 1日から 3月31日まで 366日	8:00~17:30	

4 職員体制

(1) 職員配置

常勤職員及び定期契約職員を常勤で配置、他に業務補助職員を配置している。

(2) 勤務体制

(単位：人)

		土・日	月	火～金	勤務時間	備考
日 勤 帯	職員	1～2	1～2	1～2	8:30～17:15	※7:30～8:30は早朝テニスコートメンテナンス業務
	定契職員	1	1	1	8:30～17:15	
	業務補助	2～3	2～3	2～3	7:30(※)～17:15	
	計	4～6	4～6	4～6	8:30～17:15	
朝 夜 帯	職員	0	0	0	～	委託警備員で対応
	定契職員	0	0	0	～	
	業務補助	0	0	0	～	
	計	0	0	0	～	

5 管理実態

(1) 園地区

- ・大宮第二公園及び大宮第三公園 園地区参照（別紙2）

(2) 管理業務

- ・大宮第二公園及び大宮第三公園 現状管理業務一覧参照（別紙3）
- ・大宮第二公園及び大宮第三公園 管理費内訳及び収入実績参照（別紙4）

(3) 主要設備機器

- ・大宮第二公園及び大宮第三公園 主要設備機器一覧表参照（別紙5）

(4) 施設運営電力等契約状況

○電 気	(契約種別) 業務用電力 (契約電力) 6.4kW
○電 話	5回線
○上下水道	(契約口径・引込数) 40mm 1本 25mm 1本
○ガ ス	(用途) プロパン：事務所、シャワー、茶室
○軽 油	(用途) 防災用発電機

(5) 遊具点検

- [主な遊具]
- ・4連ブランコ (1基)
 - ・ジャングルジム (1基)
 - ・ジャングルジム (パイプフレーム) (1基)
 - ・すべり台 ウェーブライダー (1基)
 - ・複合遊具 (1基)
 - ・シーソー (1基)
 - ・ロッキング遊具 (5基)
 - ・健康器具 (5基)
 - ・太鼓梯子 (1基)
 - ・砂場 (1面)
- [点検]
- ・外注分：専門業者による点検を年1回実施している。
 - ・直営分：職員巡回による点検を毎日実施している。
日常点検として、公園敷地内の巡回当番職員による目視点検を行っている。

(6) 運動施設管理 (建築物を伴うものを除く)

- ・テニスコート 砂補充、ブラシ掛け等 (管理詳細は別紙3)
- ・少年少女軟式野球場 トンボによる均し及び芝の管理等 (管理詳細は別紙3)

(7) 修繕リスト

- ・大宮第二公園及び大宮第三公園 修繕工事一覧参照 (別紙6)

(8) 有料施設の利用状況

- ・大宮第二公園及び大宮第三公園 有料施設利用状況参照 (別紙7)

(9) 設置・占用・行為許可の状況

- ・大宮第二公園及び大宮第三公園 設置・占用・行為許可一覧参照 (別紙8)

(10) 貸与可能備品

- ・大宮第二公園及び大宮第三公園 備品台帳参照（別紙9）

(11) 利用料金等の設定

- ・利用料金等の設定（大宮第二公園及び第三公園）（別紙10）

6 特記事項

○ 周辺道路や駐車場の渋滞対策

大宮公園は、年間を通して来園者が多く、特にお花見の時期や、双輪場、硬式野球場、サッカー場における試合等の開催時には、周辺道路において、駐車場利用に対する渋滞が発生している。

また、平成30年度に、隣接する大宮公園の駐車場を有料化した影響もあり、大宮第二公園駐車場の利用者も増えており、駐車場へのアクセス道路における渋滞対策等も課題となっている。特に週末を中心に駐車場の目的外利用が多く、駐車場が満車になる場合は、多目的広場を駐車場として開放するほか、交通誘導等の対応を行うなど混雑緩和を図る必要がある。

これらの問題を解決するため、指定管理者には、課題や懸案を検討し、県との役割分担も整理した上で、実現可能性ある提案をお願いする。

○ 埼玉県県営公園施設予約サービスによる有料施設の予約受付

テニスコート、軟式野球場の予約受付は、埼玉県県営公園施設予約サービスで行っている。また、公園管理事務所では、このサービス利用のための利用者登録受付業務を行っている。

○ 県営スポーツ施設利用調整会議への参加について

運動施設の利活用に当たって、県営スポーツ施設利用調整会議に参加して利用調整を行っている。

○ 多目的広場について

園内の多目的広場では、毎年、地域と連携した大規模なイベント等を実施している。

○ 調整池について

大宮第二公園には芝川を挟んで両側に調整池があり、公園区域としている。

○ 公園主催イベントについて

公園主催として「梅まつり」を2月に開催している。主な内容は、工作体験、コンサート、茶会、陶器市等。

- 梅林について
公園内に520本の梅の木がある。梅の実の違法採取が過去にあり警察が取り締まった。
- ボランティアスタッフについて
ボランティアとして「ガーデンスタッフ」があり、公園内の植込みの草花の手入れ等に協力してもらっている。
- 犬の散歩（放し飼い）について
犬の散歩（放し飼い）に関する苦情やトラブルが多い。
- 耐震性貯水槽（第二公園2基、第三公園1基 いずれも100m³）の周辺（路面、地盤、柵等）の異常の有無、水量及び水質（色、臭気、浮遊物、不法投棄等）の異常の有無など目視点検を年1回行う。
- 大宮第2公園には、大雨等による芝川の増水に対応した調節池が配置されている。河川増水に伴う対応などは、埼玉県さいたま県土整備事務所との連携が必要となる。
- 大宮第2公園は、年間を通じて草花が楽しめる公園として多くの人に親しまれている。この特性を活かした公園づくりが求められている。
- 大宮第2公園のチビッコ広場及びその周辺において、広場の再整備を予定しているため、指定管理者も協力をすること。（整備予定：遊具・トイレ・授乳室・休憩施設）

7 その他参考資料

- (1) 県営公園の危機管理体制（別紙11）

大宮第二公園及び大宮第三公園 建物一覧

施設名	建設年月日	増築年月日	構造	階数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
(大宮第二公園)						
公園ギャラリー	昭和62年 3月31日		鉄骨造	2	498.70	821.20
管理棟	昭和62年 3月14日		鉄筋コンクリート造	2	389.90	461.90
茶室	平成 3年 6月15日		木造	1	67.50	67.50
四阿	昭和62年 6月10日		木造	1	25.00	25.00
倉庫	昭和63年 1月16日		鉄骨造	1	49.00	49.00
便所A	平成 8年 3月28日		鉄骨造	1	14.90	14.90
便所B	平成 8年 3月28日		鉄筋コンクリート造	1	38.40	38.40
便所C	平成 8年 3月28日		鉄骨造	1	39.10	39.10
便所D	昭和54年 3月28日		鉄筋コンクリートブロック造	1	25.20	25.20
屋根付き 運動広場	平成 9年 3月31日		鉄骨造	1	380.00	380.00
非常災害用 発電機室	平成 9年 3月31日		鉄筋コンクリート造	1	34.80	34.80
物置	—		軽量鉄骨造	1	4.80	4.80
物置	—		軽量鉄骨造	1	3.08	3.08
車庫	—		軽量鉄骨造	1	31.36	31.36
四阿	—		鉄骨造	1	54.45	54.45
物置	—		軽量鉄骨造	1	3.90 × 4	3.90 × 4
屋根付き ベンチ	—		鉄骨造	1	8.10 × 8	8.10 × 8
物置	—		軽量鉄骨造	1	6.30	6.30
物置	—		軽量鉄骨造	1	5.40	5.40
四阿	—		鉄骨造	1	69.12	69.12
物置	—		軽量鉄骨造	1	5.22	5.22
物置	—		軽量鉄骨造	1	4.84	4.84
砂置き場	—		鉄筋コンクリートブロック造	1	17.40	17.40
物置	—		軽量鉄骨造	1	3.15	3.15
物置	—		軽量鉄骨造	1	3.30	3.30
物置	—		軽量鉄骨造	1	1.35	1.35

大宮第二公園及び第三公園 建物一覽

施設名	建設年月日	増築年月日	構造	階数	建築面積 (m^2)	延床面積 (m^2)
物置	—		軽量鉄骨造	1	3.52	3.52
四阿	—		木造	1	9.00	9.00
四阿	—		鉄筋コンクリート	1	32.49	32.49
物置	—		軽量鉄骨造	1	9.02	9.02
物置	—		軽量鉄骨造	1	2.13	2.13
倉庫	—		軽量鉄骨造	1	50.22	50.22
(大宮第三公園)						
便所 (第三公園西)	平成12年 3月		アルミサントウイチハ [®] ネ 壁式構造	1	20.16	20.16
便所 (第三公園南)	平成12年 3月		アルミサントウイチハ [®] ネ 壁式構造	1	20.16	20.16
便所 (第三公園駐車 場)	平成12年 3月		アルミサントウイチハ [®] ネ 壁式構造	1	40.32	40.32
物置	—		軽量鉄骨造	1	3.22	3.22
計					2,042.91	2,437.41

大宮第二公園・第三公園



大宮第二公園及び大宮第三公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
1	園地管理業務	<p>大宮第二公園 (参考面積等)</p> <p>■調節池周辺管理 草地管理 草地管理基準 性能管理 8ヶ月 1式 寄植・生垣管理 性能管理 1式 性能管理 ・公園内の草地、芝地部分について、草地高さを概ね10 c m以下に保つ。 ・低木、寄植は現況高を基本とする。 ・草地、芝地、低木、寄植、雑草刈払、高木剪定等の作業は適切な作業時期に行う。</p> <p>低木剪定(寄植) 機械刈込1m内外 調節池右岸 331㎡ 高木基本剪定 落葉樹 30 c m以上 60 c m未満 調節池右岸 1本 高木基本剪定 落葉樹 60 c m以上 90 c m未満 調節池右岸 2本 高木基本剪定 落葉樹 90 c m以上120 c m未満 調節池右岸 7本 高木基本剪定 落葉樹 120 c m以上150 c m未満 調節池右岸 3本 機械除草 調節地 226,880㎡</p> <p>■管理棟周辺管理 人力除草 1,500㎡ 低木剪定(寄植) 機械刈込1m内外 27㎡ 松(緑摘み) 30 c m以上60 c m未満 1本 松(緑摘み) 60 c m以上90 c m未満 2本 松(揉み上げ) 1本 松(揉み上げ) 2本</p> <p>■駐車場周辺管理 機械除草 肩掛け式 47,600㎡ 人力除草 800㎡ 低木剪定(寄植) 機械刈込1m内外 3,250㎡ 低木剪定(玉物) 人力刈込0.6m内外 31株 低木剪定(玉物) 人力刈込0.9m内外 110株 低木剪定(玉物) 人力刈込1.5m内外 150株 ふじ棚剪定 400㎡ 大宮交通沿い 越境枝剪定(クスノキ他) 150 c m以上180 c m未満 H12m 15本</p> <p>■少年少女軟式野球場管理 低木剪定(寄植) 機械刈込1m内外 190㎡ 芝生刈込(3連トラクタ) 102,200㎡ 目土掛け 7,300㎡</p> <p>■テニスコート管理 機械除草 肩掛け式 第一テニスコート 17,100㎡ 低木剪定(寄植) 機械刈込1m内外 第一テニスコート 250㎡ 機械除草 肩掛け式 第二テニスコート 3,900㎡ 人力除草 第二テニスコート 300㎡ 第一テニスコート南側(芝川住宅沿い) 支障枝剪定 1式 砂入り人工芝コートメンテナンス(第一(16面)・第二(6面)テニス場) ・表面の整備(雨、雪時における排除、砂まき、ブラッシング) ・積雪時は状況により除雪等の作業を行う。</p>

大宮第二公園及び大宮第三公園 現状管理業務一覧

業務名	業務内容
	<p>■梅林管理 機械除草 肩掛け式 27,600㎡ 低木剪定（寄植）機械刈込1m内外 390㎡ 低木剪定（玉物）人力刈込0.9m内外 40株 生垣剪定 高木軽剪定 落葉樹 15cm以上 30cm未満 30本 高木軽剪定 落葉樹 30cm以上 60cm未満 146本 高木軽剪定 落葉樹 60cm以上 90cm未満 79本 高木軽剪定 落葉樹 90cm以上120cm未満 7本 芝生刈込 ハンドガイド 10,000㎡</p> <p>■菖蒲田管理 人力除草 6,800㎡ 機械除草 肩掛け式 5,600㎡ 水中除草 人力 1,200㎡ 灌水 3回 堀取り 土払い含む 300株 株分け 葉刈を含む 300株 土壌改良 耕耘深さ20cm 170㎡ 植付 300株 田んぼ（菖蒲田内）約70㎡ 田植え他 1式</p> <p>■茶室管理 人力除草 900㎡ 低木剪定（寄植）人力刈込1m内外 70㎡ 生垣剪定 人力刈込2m内外 11m 高木軽剪定 落葉樹 15cm未満 4本 高木軽剪定 落葉樹 15cm以上30cm未満 16本 高木軽剪定 落葉樹 30cm以上60cm未満 14本 高木軽剪定 落葉樹 60cm以上90cm未満 3本 高木軽剪定 常緑樹 15cm以上30cm未満 9本 高木軽剪定 常緑樹 30cm以上60cm未満 4本 高木軽剪定 常緑樹 60cm以上90cm未満 11本 高木軽剪定 針葉樹 15cm以上30cm未満 40本 高木軽剪定 針葉樹 30cm以上60cm未満 4本 流れ清掃 3回</p> <p>■日本庭園管理 松（緑摘み） 15cm以上30cm未満 9本 松（緑摘み） 11本 松（揉み上げ） 15cm以上30cm未満 9本 松（揉み上げ） 11本 芝生刈込 ハンドガイド 2,000㎡</p> <p>■生垣見本園管理 機械除草 肩掛け式 8,700㎡ 低木剪定（寄植）機械刈込1m内外 320㎡ 生垣剪定 機械刈込1m内外 190m</p> <p>■環境緑化見本園 機械除草 肩掛け式 990㎡ 人力除草 3,600㎡ 低木剪定（寄植）機械刈込1m内外 900㎡ 生垣剪定 機械刈込1m内外 85m ふじ棚剪定 70㎡ 芝生刈込 ハンドガイド 1,000㎡ 花壇管理 135㎡</p>

大宮第二公園及び大宮第三公園 現状管理業務一覧

業務名	業務内容
	<p>■地被見本園管理 機械除草 肩掛け式 420㎡ 人力除草 540㎡ 低木剪定（寄植）機械刈込1m内外 20㎡ 低木剪定（玉物）人力刈込0.9m内外 70株</p> <p>■連絡橋周辺管理 機械除草 肩掛け式 8,700㎡ 低木剪定（寄植）機械刈込1m内外 660㎡ 生垣剪定 機械刈込2m内外 44m 芝生刈込 ハンドガイド 3,000㎡</p> <p>■香りロード周辺管理 人力除草 2,700㎡ 低木剪定（寄植）機械刈込1m内外 720㎡ 高木軽剪定 常緑樹 15cm未満 25本 高木軽剪定 常緑樹 15cm以上30cm未満 18本 ゲッケイジュ生垣刈込 1式</p> <p>■記念の森周辺管理 機械除草 肩掛け式 8,100㎡ 人力除草 480㎡ 低木剪定（寄植）機械刈込1m内外 970㎡ 生垣剪定 機械刈込2m内外 85m</p> <p>■上記管理に伴う除草、剪定枝等処分 除草、剪定枝等運搬 1式 除草、剪定枝等処分 1式</p> <p>■直営管理 除草管理 年 51回 植栽管理 年202回 清掃等その他管理 年129回</p> <p>■その他樹木管理 高木基本剪定 常緑樹 60cm以上 90cm未満 17本 高木基本剪定 常緑樹 90cm以上120cm未満 34本 高木基本剪定 常緑樹 120cm以上150cm未満 11本 高木基本剪定 常緑樹 150cm以上180cm未満 1本 高木基本剪定 落葉樹 30cm以上 60cm未満 29本 高木基本剪定 落葉樹 60cm以上 90cm未満 25本 伐採 30cm以上 60cm未満 1本 伐採 90cm以上120cm未満 2本 伐採 150cm以上180cm未満 1本 発生材運搬処分 1式</p>

大宮第二公園及び大宮第三公園 現状管理業務一覧

業務名	業務内容
	<p>■積雪時の除雪 除雪及び凍結防止作業 作業区域 テニスコート、ギャラリー棟及び管理棟周辺園路 作業内容 ・作業は機械による除雪、人力除雪及び凍結防止作業とする。</p> <p>■その他作業 落葉清掃 年20回</p> <p>大宮第三公園 (参考面積等)</p> <p>■園地管理 草地管理 草地管理基準 性能管理 8ヶ月 1式 寄植・生垣管理 性能管理 1式 性能管理 ・公園内の草地、芝地部分について、草地高さを概ね10cm以下に保つ。 ・低木、寄植は現況高を基本とする。 ・草地、芝地、低木、寄植、雑草刈払、花畑管理、高木剪定等の作業は適切な作業時期に行う。 機械除草 341,930㎡</p> <p>■沼地管理 水中除草 5,190㎡ ガマの穂刈 1式 耕耘 花壇 2,000㎡ 播種 花壇 2,000㎡ 除草 花壇 4,000㎡</p> <p>■高木管理 高木基本剪定 落葉樹 30cm以上 60cm未満 8本 高木基本剪定 落葉樹 60cm以上 90cm未満 6本 高木基本剪定 落葉樹 90cm以上120cm未満 10本 高木基本剪定 落葉樹 120cm以上150cm未満 20本 高木基本剪定 針葉樹 90cm以上120cm未満 2本 高木基本剪定 針葉樹 120cm以上150cm未満 2本 高木基本剪定 常緑樹 15cm以上 30cm未満 1本 高木基本剪定 常緑樹 30cm以上 60cm未満 12本 高木基本剪定 常緑樹 60cm以上 90cm未満 4本</p> <p>■上記管理に伴う除草、剪定枝等処分 除草、剪定枝等運搬 1式 除草、剪定枝等処分 1式</p> <p>■直営管理 植栽管理 年55回</p> <p>■その他作業 落葉清掃 年10回 伐採 30cm未満 6本 伐採 30cm以上60cm未満 6本 伐採 60cm以上90cm未満 1本 高木枯枝除去剪定 30本 降雪による折れ枝(幹丸太)撤去 180cm以上210cm未満 1本 降雪による折れ枝(幹丸太)撤去 240cm以上270cm未満 1本</p>

大宮第二公園及び大宮第三公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
2	清掃業務	<p>大宮第二公園</p> <p>■園内（事務所棟を除く）</p> <p>日常清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園路、駐車場、広場、遊水池、植込、その他園内を掃き清掃及び缶、びん等の収集を行う。 ・トイレの床は水洗いを実施し、便器は薬液を使用し清掃する。 ・遊水池は水面に浮遊しているゴミ等も回収を行う。 ・排水溝の土砂さらい等を行う。 ・薬液による便所清掃及び殺虫消毒を行う。 ・園内における簡易な除草を行う。 ・園内に設置してあるベンチ等の休憩施設の拭き掃除を行う。 ・収集したゴミは指定場所まで運搬し終末処理する。 ・消耗品は適宜補充する。 <p>(参考面積等)</p> <p>掃き掃除、ゴミ片づけ 96,300㎡ 365日/年 毎日、一日当たりの全面積の1/2を実施 トイレ清掃 対象数36穴 365日/年 毎日 遊水池のゴミ処理 随時 排水溝清掃 随時</p> <p>■公園ギャラリー建物</p> <p>日常清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床は床掃き・モップふき清掃をし、又机等の雑巾がけ・灰皿・屑かごの処理・金属磨き・ちり拾いを行う。 ・便所・洗面所は洗剤・薬液等により洗浄する。なお、水石けん・トイレトーパー等の補充も行う。 <p>定期清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワックス塗り磨きは床を床用洗剤で洗い、床に付着している汚れを取り除いたうえでワックスを塗布し磨きだしをする。 ・ガラス清掃は薬液等を使用し磨きを行うこと。ブラインドも薬液類で行う。 ・消耗品は適宜補充する。

大宮第二公園及び大宮第三公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
		<p>(参考面積等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常清掃 休所日を除く 1階各部屋 毎日 209㎡ 351回/年 2階各部屋 隔日 134㎡ 175回/年 1階トイレ 毎日 7穴 351回/年 2階トイレ 隔日 4穴 175回/年 <p>備考：床掃清掃、拭き清掃、ごみ屑・殻処理、窓の拭き等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期清掃 定期清掃 (1階) 年4回 209㎡ ワックス塗り磨き (休所日に実施) 定期清掃 (2階) 年3回 134㎡ ワックス塗り磨き (休所日に実施) 定期清掃 (1・2階) 年1回 267㎡ ガラス磨き (休所日に実施) その他 随時 フィルター清掃 <p>■大宮第二公園管理棟</p> <p>日常清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床は床掃き・モップふき清掃をし、又机等の雑巾がけ・灰皿・屑かごの処理・金属磨き・ちり拾いを行う。 ・消耗品は適宜補充する。 ・更衣室は床掃き・モップふき清掃をし、シャワー室は排水溝の清掃も行う。 <p>(参考面積等)</p> <p>1階各部屋・トイレ 351回/年 178㎡・14穴 床掃きから便所掃除まで シャワー室 351回/年 24㎡</p> <p>その他 随時 フィルター清掃等</p> <p>大宮第三公園</p> <p>日常清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園路、駐車場、広場、遊水池、植込、その他園内を掃き清掃及び缶、びん等の収集を行う。 ・トイレの床は水洗いを実施し、便器は薬液を使用し清掃する。 ・運動施設の清掃 ・遊水池は水面に浮遊しているごみ等も回収を行う。 ・排水溝の土砂さらい等を行う。 ・薬液による便所清掃及び殺虫消毒を行う。 ・園内における簡易な除草を行う。 ・園内に設置してあるベンチ等の休憩施設の拭き掃除を行う。 ・収集したごみは指定場所まで運搬し終末処理する。 ・消耗品は適宜補充する。 <p>(参考面積等)</p> <p>掃き掃除、ごみ片づけ 13,500㎡ 365日/年 トイレ清掃 対象数18穴 365日/年 排水溝清掃 6回/年</p>
3	警備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・警備対象 大宮第二公園、大宮第三公園の園内及び建物 ・警備内容 園内及び建物内の巡回警備 火災の予防、早期発見、通報、初期消火、盗難の予防等 ・人員配置 夜間警備 (365日) 1名 17:00～翌朝9:00 休園日昼間警備 (12/31、1/1) 2名 9:00～17:00
4	自家発電機設備整備 点検業務	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電装置 即時長時間型 ディーゼルエンジン 155PS×1, 500rpm×4サイクル 交流発電機 100KVA×3相/単相×200/100×289/60A×1, 500rpm 発電機負荷設備 夜間照明塔、その他防災施設

大宮第二公園及び大宮第三公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期保守点検 外観・機能点検 (6カ月点検) 外観・機能・総合点検 (1年点検) 非常災害用発電機総合点検 年1回 定期保守点検のほか、不時障害等が発生した場合は必要な措置を講ずる。 ・ 不良箇所の補修 整備点検作業の実施によって、不良箇所若しくは当該設備の性能上必要と認められる補修箇所を発見した時は臨機応変な措置をとる。
5	防災用放送設備整備点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の概要 当放送施設は小電力電波を利用して行う無線放送設備で基地局は常用電源で作動しているが、停電時には非常用発電機が作動し個別放送又は一斉放送ができる。子局受信所は太陽電池をエネルギーとして常時バッテリーで動作し、中継受信所と端末受信所がある。 ・ 定期保守点検 通常点検 年2回 危険防止点検 年1回 定期保守点検のほか、不時障害等が発生した場合は必要な措置を講ずる。 ・ 不良箇所の補修 保守点検作業の実施によって、不良箇所若しくは当該設備の性能上必要と認められる補修箇所を発見した時は臨機応変な措置をとる。
6	消防用設備保守点検業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象施設 公園ギャラリー 自動火災報知機、誘導灯、消火器その他これに係る設備一式 管理棟 誘導灯及び消火器その他これに係る設備一式 ・ 定期保守点検 消防法令の規定に基づき実施 外観・機能点検 1回 外観・機能・総合点検 1回 外観・機能点検の6カ月後 定期保守点検のほか、不時障害等が発生した場合は必要な措置を講ずる。 ・ 不良箇所の補修 保守点検作業の実施によって、不良箇所若しくは当該設備の性能上必要と認められる補修箇所を発見した時は臨機応変な措置をとる。
7	防災井戸施設点検業務	<p>①対象設備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防災井戸用発電機 1基 ディーゼルエンジン 25PS 1,500rpm 燃料：軽油 交流発電機 20KVA 3φ200V バッテリー 鉛蓄電池 12V-70Ah 2. 揚水ポンプ 1基 3.7Kw 200V 200L/分 3. 深井戸 1基 200φ×180m ピットレス 4. 浄水器 1基 ろ過能力 24,000L/h エンジン4サイクル 手動ポンプ付き 5. 圧力タンク 1基 1m³ 1,000φ×1,200H 6. 滅菌器 1基 薬液タンク及び注入ポンプ (12cc/分) 7. 耐震性貯水槽 3基 鋼板製潜函型 100t 8. 格納小屋 1棟 9. 配管ほか一式 <p>②業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通常点検 (4月から毎月1回実施 (精密点検時は除く)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 井戸用発電機 <p>1時間運転 (燃料 オイル量 周波数 水温 油圧等の確認) 電流、電圧、周波数等の記録 バッテリーチェック及び外観点検</p>

大宮第二公園及び大宮第三公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・揚水ポンプの運転 1時間運転、作動確認（電流値、電圧等の確認） 揚水量の記録 揚水した水は排水ホースにより近くの側溝に排水する ・浄水器の定期点検 外観点検 備品、予備品の確認 ・圧力タンク 圧力スイッチ等の動作確認 チ等の動作 外観点検 ・滅菌器 動作確認（異音等）及び外観点検 揚水ポンプ停止後のタンク内ドレインを行う ・燃料等の補充 発電機の燃料（軽油）を補充する。また、必要に応じてバッテリー液の補充 ・その他 格納小屋、井戸、配管等の目視点検及び耐震性貯水槽・左記用マンホールの地表面の目視点検 2. 精密点検（年1回実施（予定10月）） 通常点検のほか、次の点検を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・発電機、制御盤の接地抵抗測定 ・揚水ポンプ等負荷回路の絶縁抵抗測定 ・バッテリー液の比重測定 ・水質試験（浄水、原水） （上水省略不可12項目のうち、味及び残留塩素を除く10項目） 3. 起動点検等（年4回実施） <ul style="list-style-type: none"> ・浄水器エンジンの起動、停止（3カ月に1回実施） ③点検整備 定期点検整備の日程は施設の使用に支障のないように行う。また、定期点検整備のほか不時の障害等の時は直ちに保守作業員を現場に派遣し、必要な措置を講ずる。 ④補修個所の補修 点検整備業務の実施によって、不良箇所若しくは当該設備の性能維持上必要と認められる補修個所を発見した時は臨機応変な措置をとる。 ⑤厳守事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. バッテリーの充電装置がないため、必ずバッテリーのメインスイッチを作業終了後は切る。 2. 非常時の防災設備であるため、必ず発電機と負荷は作業終了後にコネクターにより完全分離する。 3. 防災用格納小屋の立入りは点検で月1回以上はほとんどないため、作業終了後施錠、確認を行う。
8	浄化槽保守点検業務	<ul style="list-style-type: none"> ①対象設備 1. 大宮第二公園浄化槽 <ul style="list-style-type: none"> ・単独処理50人槽 1基 型式：PC-50 分離接触ばっ気方式 処理対象人員：50人 ・合併処理64人槽 1基 型式：NK-64UN-10F 接触ばっ気方式 処理対象人員：64人 2. 大宮第三公園 <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理128人槽 1基 型式：NTBDI128 接触ばっ気方式 処理対象人員：128人 ・合併処理80人槽 2基 型式：NTBDI80 接触ばっ気方式 処理対象人員：80人

大宮第二公園及び大宮第三公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
		<p>②業務内容</p> <p>1. 定期保守 年4回（1回/3ヶ月）定期的に保守技術員を現場に派遣し、浄化槽法に基づく保守点検及び運転管理を行う。</p> <p>2. 水質検査 浄化槽法施行規則第2条による水質検査を保守点検時に実施すると共に放流水の水質検査を年1回行うものとし、検査項目はpH、BOD、COD、SS及び大腸菌群とする。</p> <p>3. 清掃 余剰汚泥の汲み取りを年1回行う。</p> <p>4. 定期検査 浄化槽法第11条に基づく定期検査を受ける。</p> <p>③定期保守点検以外の措置 定期保守のほか不時の故障時は速やかに保守点検員を現地に派遣し、浄化槽設備に係る保守点検及び修理を行う。</p> <p>④不良箇所の補修 保守点検業務の実施によって、不良箇所若しくは当該設備の機能性能上必要と認められる補修箇所を発見したときは臨機応変な措置をとる。</p> <p>⑤その他 法11条検査費用は当該業務に含む。</p>
9	電気保安管理	<p>月 1 回 月次点検 年 1 回 年次点検 定期巡回点検・受変電設備点検（電気事業法）</p> <p>設備容量180KVA、受電電圧6,600V 非常用発電装置 容量：100KVA・電圧：200V・種別：A重油</p> <p>井戸用発電機(常用発電所) (7 防災井戸施設点検業務からの再掲) (発電所として別に電気主任技術者の選任が必要、しかし、兼務することは可能)</p> <p>月 2 回 月次点検 (7 防災井戸施設点検業務の通常点検に加え、井戸用発電機はもう一度点検)</p> <p>年 1 回 年次点検 その他については、通常の自家用電気工作物の運用に準ずる。</p>
10	衛生管理設備	<p>受水槽点検・清掃 年 1 回</p> <p>第二公園 有効 8トン×1基 第三公園 有効 2.4トン×1基</p> <p>飲料水水質検査 年 1 回</p>
11	耐震性貯水槽設備	<p>貯水槽目視点検 年 1 回 第二公園 100トン×2基 第三公園 100トン×1基</p>

大宮第二公園及び大宮第三公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
12	空気調和設備	ギャラリー棟・管理棟・茶室 年2回 エアコン 12台 ファンヒーター 1台 エアーカーテン 1台 全熱交換機 8台 排気ファン 14台 機能点検・フィルター、エレメント清掃 冷暖房時の換気設備点検
13	照明器具	照明器具清掃 年1回 ギャラリー棟・管理棟 天井照明器具等

大宮第二・第三公園 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(予算)
管理 経 費	人件費	29,012	34,229	35,847	35,355	37,003	34,535
	消耗品費	1,845	2,653	1,965	3,368	2,749	2,434
	修繕費	5,542	2,746	5,050	6,652	9,045	1,750
	光熱水費	6,998	6,345	6,855	6,876	6,555	7,156
	責任保険料	493	247	245	233	324	419
	手数料	3,183	3,853	3,785	6,403	4,689	2,682
	委託料	11,184	12,111	11,975	12,216	13,243	12,801
	その他	48,378	48,872	51,197	56,443	54,568	55,964
合計	106,635	111,056	116,919	127,546	128,176	117,741	

収 入	委託料収入	69,907	83,563	76,200	76,200	76,211	77,601
	利用料金収入	22,750	15,231	18,582	21,581	19,986	21,506
	自主事業収入	10,737	10,275	11,862	14,396	15,123	18,634
	合計	103,394	109,069	106,644	112,177	111,320	117,741

管理費経費－収入	3,241	1,987	10,275	15,369	16,856	0
----------	-------	-------	--------	--------	--------	---

※ 令和元年度から令和5年度は決算、令和6年度は当初予算の額を記載。

※ 令和6年度(予算)の指定管理料のうち、光熱費及び燃料費等について、昨今のエネルギー価格高騰を見込んで1,401千円増額している。
この増額した指定管理料については精算対象とし、光熱費及び燃料費等の支出実績を踏まえて、使用しなかった分は県へ返還することとしている。

※ 管理経費(人件費)及び収入(指定管理料)の内訳には、現行指定管理者に派遣されている県職員の人件費は含まれていません。
令和6年度の現行指定管理者に派遣されている県職員の人件費の概算金額は下記のとおりです。
(令和元年度から令和5年度の県派遣職員の数人は令和6年度と大きく変更はありません。)

<令和6年度>
1,009,000円

大宮第二・第三公園 主要設備機器一覧表

大宮第二公園管理棟		R6.3.4現在		
施設名等	機器名	仕様・能力	台数	備考
上水給水設備	受水槽	材質 SS400 容量 有効=8M3	1	H8.3 4t→8tに更新
	給水ポンプ	給水加圧ポンプユニット(インバータ)、自動交互並列運転50φ×65φ-500L/min×3φ-200V 3.7kw×2台	1	H8.3更新
衛生器具	洗面器	立水栓	12	
	洗面器	立水栓(レバー式)	2	
	和風便器		5	
	洋風便器		4	
	身障者用便器		1	
	小便器		5	
	掃除用流し		1	
	男子シャワーヘッド	コイン式	3	
	女子シャワーヘッド	コイン式	3	
空気調和機	パッケージ型空調機	冷房能力 11,000kcal/h 冷房能力 11,000kcal/h プレナムチャンパー付 3φ×200V 3.75kw	1	

大宮第二公園ギャラリー				
施設名等	機器名	仕様・能力	台数	備考
衛生器具等	和風大便器		3	
	身障者用洋風便器		1	
	身障者用手洗器		1	
	洋風便器		2	
	掃除用流し		1	
	洗面器		7	
	小便器		5	
	散水栓		4	
	万能ホーム水栓		2	
	自在水栓	流量調節弁付	4	
	ガス湯沸かし器 1F	瞬間ガス湯沸かし器5号	1	H23
	ガス湯沸かし器 2F	瞬間ガス湯沸かし器5号	1	H23
	ガス漏れ遮断装置	制御盤 圧力SW共	1	
空気調和機	パッケージ型空調機	型式 空冷ヒートポンプ式 冷房能力 71.0kw 暖房能力 80.0kw	1	PAC-1N
		型式 空冷ヒートポンプ式 天井埋込ダクト外型 冷房能力 12.5kw 暖房能力 14.0kw	1	PAC-2N
冷暖房設備	空冷ヒートポンプエアコン (室内、外機)	型式 空冷ヒートポンプ式 天吊り露出型 冷房能力7.1kw 暖房能力8.0kw	3	H17.11更新
	空冷ヒートポンプエアコン (室内、外機)	型式 空冷ヒートポンプ式 天吊り露出型 冷房能力5.6kw 暖房能力6.3kw	1	H17.11更新
	空冷ヒートポンプエアコン (室内、外機)	型式 空冷ヒートポンプ式 天吊り露出型 冷房能力5.6kw 暖房能力6.3kw (外)圧縮機 1φ×200V 1.4kw 送風機 1φ×200V 0.03w	1	H17.11更新
	空冷ヒートポンプエアコン (室内、外機)	型式 空冷ヒートポンプ式 冷房能力 12.5kw 暖房能力 14.0kw	2	AC-3N

大宮第二・第三公園 主要設備機器一覧表

大宮第二公園ギャラリー				
施設名等	機器名	仕様・能力	台数	備考
空調換気設備	給排気ファン(換気用)	型式 送風機付全熱交換器 静止型 500m ³ /h	4	
	給排気ファン(換気用)	型式 送風機付全熱交換器 静止型 250m ³ /h	3	
	給排気ファン(換気用)	型式 送風機付全熱交換器 静止型 125m ³ /h	1	
換気設備	排気ファン	型式 消音チャンバー付ラインファン 2,500m ³ /h	1	
	排気ファン(換気用)	型式 天井扇 570m ³ /h	4	
	排気ファン(換気用)	型式 天井扇 250m ³ /h	5	
	排気ファン	型式 換気扇 300φ 電気シャッター 1,000m ³ /h	2	
暖房設備	ファンヒーター	型式 床置露出型 電気式3φ×200V 8.0kw 暖房能力 6,800kcal/h	1	
エアーカーテン	エアーカーテン	長さ 900L 風量15m ³ /min	2	

大宮第二公園茶室				
施設名等	機器名	仕様・能力	台数	備考
冷暖房設備	ルームエアコン	型式 空冷ヒートポンプ式	1	
	ルームエアコン	型式 空冷ヒートポンプ式	1	
	ルームエアコン	型式 空冷ヒートポンプ式	1	
換気設備	排気ファン	型式 換気扇 250φ	1	
衛生器具	流し用水栓	流し用水栓	1	
	洗面器	洗面	1	
	大便器	密結洋便器	1	

大宮第二公園屋外				
施設名等	機器名	仕様・能力	台数	備考
深井戸設備	深井戸	ケーシングパイプ200φ×180m、ビットレス	1	
	深井戸水中ポンプ	50φ×200 $\frac{1}{2}$ "/min×3φ×200V×3.7kw	1	
	揚水管	50φ×2.75m×22本(ナイロンコーティング)(60.5m)	1	
	圧力タンク	容量1.0m ³ (1000mm×1200mmH) 最高使用圧力5.5kg/cm ² 常用圧力3.0~4.0kg/cm ²	1	
	滅菌機	12cc/min 10kg/cm ² G 300spm 100V×15w 50 θ ケカルタンク付	1	
	井戸用発電機	排気量2369cc×200V×20KVA×1500rpm 軽油	1	
水浄化設備	浄水装置	セルブレンジンポンプ((寺田ポンプ製作所EMH-50C 口径50mm×0.4m ³ /分×50m)(ロビンエンジン EY20 定格3.5ps/3600rpm)) ガソリン	1	
貯水槽設備	耐震性貯水槽	鋼板製潜函型 100m ³	2	H15年度マンホール蓋改修
発電機設備	防災用発電機	定格出力 100KVA A重油 ディーゼル 即時長時間形 エンジン定格 155PS×1,500rpm 発電機定格 3φ×200V 100KVA×289A	1	
	屋内貯蔵タンク	A重油1,950 θ	1	

大宮第二・第三公園 主要設備機器一覧表

大宮第二公園屋外				
施設名等	機器名	仕様・能力	台数	備考
衛生器具 (屋外トイレ)	Aトイレ (浄化槽あり)	女子トイレ和便器(女子)	2	
		女子トイレ洗面(小)	1	
		多目的トイレタンク式	1	
		多目的洗面	1	
		男子小便器	1	
		男子和便器	1	
		男子トイレ洗面(小)	1	
	Bトイレ (公共下水接続)	女子和便器	4	
		女子洋便器	1	
		女子洗面	2	
		多目的トイレ洋便器	1	
		多目的洗面	1	
		男子小便器	4	
		男子和便器	1	
		男子洋便器	1	
	Cトイレ (公共下水接続)	男子洗面	2	
		女子和便器	4	
		女子洋便器	1	
		女子洗面	2	
		多目的トイレ洋便器	1	
		多目的洗面	1	
		男子小便器	4	
		男子和便器	1	
		男子洋便器	1	
	Dトイレ (浄化槽あり)	男子洗面	2	
		女子和便器	3	
		女子洗面	1	
		多目的トイレ洋便器	1	
		多目的洗面	1	
		男子小便器	2	
		男子和便器	1	
	男子洗面	1		
	外灯設備	外灯	光源種別:蛍光水銀ランプ W数:400W 回路電圧:200V	5
光源種別:LEDランプ W数:400W相当 回路電圧:200V			53	令和3~4年度更新
光源種別:LEDランプ W数:250W相当 回路電圧:200V			34	令和4年度更新
変電設備	屋外キュービクル	電灯用変圧器 6600V/210-105V	1	H26年度更新済
		動力用変圧器 6600V/210V	1	
副変電設備	屋外キュービクル	電灯用変圧器 6600V/210-105V	1	H26年度更新済
浄化槽設備	単独処理浄化槽	分離接触ばっ気方式 単独50人槽 認定番号95K-6BT-006	1	
	浄化槽	接触ばっ気方式 64人槽 認定番号95K-6BT-006	1	
滝設備			1	
噴水設備			1	

大宮第二・第三公園 主要設備機器一覧表

大宮第三公園屋外				
施設名等	機器名	仕様・能力	台数	備考
上水給水設備	鋼板製一体型水槽	材質 SS400 1.2m×1.7m×3mH 有効=2.4M3 板厚 屋根=6.0mm側=6.0 9.0mm底=6.0mm 槽自重 1,250Kg	1	
	鋼板製一体型ポンプ室	材質 SS400 1.2m×1.7m×3mH 板厚 屋根=6.0mm側=6.0 9.0mm 槽自重 1,150Kg	1	
	自動給水加圧ポンプユニット	65φ×400L/min×2.2kg/cm2×1.5kw×2 自動交互並列運転 3φ-200V-50Hz 末端圧一定	1	
浄化槽設備	駐車場横便所用浄化槽	接触ばっ気方式 処理対象人員 128人 計画水量 19.2m3/日 処理水質 20g/m3	1	
	光の門横便所用浄化槽	接触ばっ気方式 処理対象人員 80人 計画水量 12m3/日 処理水質 20g/m3	1	
	教習所側便所用浄化槽	接触ばっ気方式 処理対象人員 80人 計画水量 12m3/日 処理水質 20g/m3	1	
ポンプ	アイスフロー噴水ポンプ	φ 125×5.5kw	1	
	土の流れポンプ	φ 80×5.5kw (着脱式)	1	
	みぬまの森の流れポンプ	φ 100×3.7kw (着脱式)	1	
ろ過設備	ろ過ポンプ	φ 32×0.75kw (第一ポンプ井オーバーフロー排水)	1	
	水処理ユニット (ポンプ制御盤搭載)	サンライズろ過器 5m3/H全自動セラミック砂ろ過装置(電動三方弁付)	1	
	銅銀イオン殺菌装置	AC100V 0.05A	1	
	水中電磁弁	50A×SUS AC100V	1	
貯水槽設備	耐震性貯水槽	鋼板製潜函型 100m ³	1	H17年度マンホール蓋改修
衛生器具 (屋外トイレ)	駐車場横トイレ (浄化槽あり)	女子和便器	2	
		女子洋便器	1	
		女子洗面	1	
		多目的トイレ洋便器	1	
		多目的洗面	1	
		男子小便器	3	
		男子洋便器	1	
		男子洗面	1	
	光の門横トイレ (浄化槽あり)	女子和便器	1	
		女子洋便器	1	
		女子洗面	1	
		多目的トイレ洋便器	1	
		多目的洗面	1	
		男子小便器	1	
		男子洋便器	1	
		男子洗面	1	
	教習所側トイレ (浄化槽あり)	女子和便器	1	
		女子洋便器	1	
		女子洗面	1	
		多目的トイレ洋便器	1	
		多目的洗面	1	
		男子小便器	1	
		男子洋便器	1	
		男子洗面	1	
外灯設備	外灯	光源種別:LEDランプ W数:250W相当 回路電圧:200V	43	令和3年度更新
		光源種別:高圧ナトリウム W数:180W 回路電圧:200V	7	
低圧受電設備	屋外キュービクル	電灯用210-105V、動力用210V	1	

大宮第二公園及び第三公園 修繕工事一覧

(単位 円 消費税込み)

令和4年度		令和5年度	
修繕名	金額	修繕名	金額
テニスコートテント修繕	275,000	第三公園Bトイレ照明器具交換	220,000
トイレドア外開き改修修繕	275,000	防災無線放送設備蓄電池交換	462,000
第三公園園路水溜り修繕	561,000	第三公園Cトイレばっ気1ブロワ交換	499,400
テント張替修繕	238,700	第三公園ベンチ修繕	321,200
遊戯場不陸修繕	539,000	第二公園Aトイレ照明修繕	264,000
トイレブースシート張替修繕	831,600	第二・第三公園サイン撤去工	431,750
トイレ壁塗り替え修繕	998,800	第三公園屋外トイレピクトサイン交換	297,000
スロープ長尺シート張替修繕	242,000	多目的トイレ便器他改修	485,100
トイレ引き戸取替修繕	338,800	第三公園Cトイレばっ気2ブロワ交換	499,400
テニスコートバーゴラ塗り替え修繕	997,700	屋外バスケットゴール用リング修繕	361,900
ベンチ塗装修繕	218,900	テニスコート中間通路凸凹修繕	202,400
		ギャラリー棟エントランス段差解消スロープ修繕	314,600
		管理棟自動ドア修繕	290,400
		第二公園B・Cトイレ照明器具交換	726,000
		第二・第三公園サイン改修	789,800
		ロッキング遊具修繕	324,500
		第三公園みぬまの沼自然観察看板	446,600
		第三公園時計台撤去	203,500
		第三公園憩いの広場凸凹敷き替え外修繕	445,500
		第二・第三公園受水槽塗り替え修繕	499,400
合計	5,516,500	合計	8,084,450

※ この表は、一件の修繕で20万円以上のものを記載しています。

大宮第二公園 有料施設利用状況

年	月	日数	テニス						放送施設		軟式野球場													
			県内		県外		無料	計 (件数)	金額	件数	金額	県内				県外				無料	計 (件数)	金額		
			2時間		2時間							半日		1日		半日		1日						
			一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生								
5	4	29	1,160	1,123	3	0	14	2,300	1,518,880	64	59,200	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12	16,850
5	5	30	1,417	774	6	0	24	2,221	1,595,440	40	37,000	2	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	43,700
5	6	29	1,284	646	3	1	41	1,975	1,418,780	36	33,300	2	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	26,900
5	7	30	1,308	949	7	1	24	2,289	1,578,500	68	62,900	2	28	0	0	0	0	0	0	0	0	1	31	35,860
5	8	30	1,530	564	16	1	13	2,124	1,616,340	42	38,850	1	18	0	0	2	0	0	0	0	0	0	21	29,170
5	9	29	1,202	1,055	3	0	24	2,284	1,525,920	52	48,100	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	24,650
5	10	30	1,649	709	1	0	21	2,380	1,764,400	65	60,120	2	27	0	0	0	0	1	0	0	0	0	30	36,430
5	11	29	1,526	556	9	1	23	2,115	1,600,060	48	44,400	3	19	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	28,030
5	12	28	1,508	345	13	1	22	1,889	1,496,660	22	20,350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	1	29	1,144	508	4	0	22	1,678	1,235,520	27	24,970	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	2	28	788	680	2	1	17	1,488	995,940	24	22,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	3	30	585	1,020	3	0	6	1,614	967,560	52	48,100	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	17,980
合 計		351	15,101	8,929	70	6	251	24,357	17,314,000	540	499,490	24	176	0	0	2	1	0	0	0	4	207	259,570	

年	月	日数	茶室					集会室						
			半日	1日	無料	計 (件数)	金額	第一		第二		無料	計 (件数)	金額
								半日	1日	半日	1日			
5	4	29	5	2	0	7	43,200	17	3	3	2	0	25	18,410
5	5	30	4	1	0	5	28,800	16	4	4	2	2	28	20,080
5	6	29	4	2	0	6	38,400	14	4	4	3	0	25	21,740
5	7	30	2	3	0	5	38,400	23	1	4	1	0	29	18,000
5	8	30	2	1	0	3	19,200	22	1	4	2	0	29	20,080
5	9	29	0	0	0	0	0	29	0	3	1	0	33	18,430
5	10	30	4	3	1	8	48,000	26	1	5	0	0	32	18,010
5	11	29	4	2	0	6	38,400	27	0	0	1	0	28	13,840
5	12	28	4	1	0	5	28,800	32	0	23	1	1	57	44,690
6	1	29	0	1	0	1	9,600	30	0	20	2	0	52	42,600
6	2	28	2	1	0	3	19,200	15	0	17	2	0	34	32,550
6	3	30	3	2	0	5	33,600	25	0	15	0	0	40	29,250
合 計		351	34	19	1	54	345,600	276	14	102	17	3	412	297,680

年	月	日数	行為許可				自主事業			
			ギャラリー		事業収益(公1)		バッテリーカー		ロッカー	シャワー
			件数	金額	件数	金額	回数	金額	金額	金額
5	4	29	63	135,320	3	4,700	902	90,200	2,100	6,700
5	5	30	20	10,710	4	3,900	1,050	105,000	1,300	15,200
5	6	29	47	21,720	2	2,500	569	56,900	3,900	18,800
5	7	30	20	10,540	5	5,300	256	25,600	2,400	23,200
5	8	30	20	30,960	3	2,900	181	18,100	1,200	24,300
5	9	29	27	15,110	4	3,100	468	46,800	1,400	40,500
5	10	30	26	22,650	3	3,200	916	91,600	5,200	18,900
5	11	29	26	61,460	6	5,000	1,099	109,900	1,900	9,100
5	12	28	20	80,370	3	3,100	1,011	101,100	1,500	6,000
6	1	29	5	29,290	2	3,200	961	96,100	2,400	3,000
6	2	28	16	81,470	3	21,700	1,155	115,500	1,700	3,700
6	3	30	37	38,400	4	5,370	110	11,000	3,000	5,000
合 計		351	327	1,268,000	42	63,970	8,678	867,800	28,000	174,400

*無料分は障害者の利用に係るものである。

大宮第二公園及び大宮第三公園 設置・占用・行為許可一覧

R6. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
設置	ホテル記念碑	第二公園 見沼用水側	13.53㎡	H31.4.1	R11.3.31	10年
設置	広域避難場所の標示板(複柱式)	第二公園 南駐車場	0.38㎡	H30.4.1	R10.3.31	10年
設置	広域避難場所の標示板(複柱式)	第三公園	0.38㎡	H30.4.1	R10.3.31	10年
設置	電話柱2本、支線 1本	第二公園		R2.4.1	R12.3.31	10年
設置	自動販売機27台	第二、第三公園	52㎡	R2.4.1	R7.3.31	5年
設置	看板	第二公園	1㎡	R6.4.1	R16.3.31	10年
設置	バッテリーカー	第二公園	60.5㎡	R3.10.15	R7.3.31	3年6ヶ月
設置	倉庫	第二公園第一テニス場中央道路奥	14.0㎡	R2.4.1	R7.3.31	5年
占用	電柱等12本、電線659m	第二公園 東門駐車場		H29.4.1	R9.3.31	10年
占用	電柱等7本、電線116m	第二公園		H29.4.1	R9.3.31	10年
占用	電柱1本、支線2本	第二公園		H29.4.1	R9.3.31	10年
占用	鉄塔1基、電線80m	第二公園 鉄塔敷地		R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	電柱等4本、電線282m	第二公園		R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	電柱等5本、電線160m	第二公園		H29.4.1	R9.3.31	10年
占用	特別高圧電線路	第二公園	3,947.3m	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	建物504㎡、地中送電線1,134㎡	第二公園		R4.4.1	R14.3.31	10年
占用	鋼管柱1本、電線2m	第二公園		R4.4.1	R14.3.31	10年
占用	供給管25mm×1.3	第二公園	0.0325㎡	H27.4.1	R7.3.31	10年
占用	本柱9本、支線1本、支柱1本	第二公園		H27.4.1	R7.3.31	10年
占用	支線1本	第二公園隣接歩道		H27.4.1	R7.3.31	10年
占用	地中電線路9.1㎡、プレート8㎡	第二公園		R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	フェンス	第二公園人道橋		R6.4.1	R16.3.31	10年
占用	上水道管	第二公園連絡道路	0.17㎡	R6.4.1	R16.3.31	10年
占用	上水道管	第二公園内道路	59.17㎡	R6.4.1	R16.3.31	10年
占用	50mmガス管	第二公園連絡道路	0.261㎡	R6.4.1	R16.3.31	10年
占用	給水管 40mm 8m	第二公園との連絡道路	0.32㎡	H28.4.1	R8.3.31	10年
占用	電線186m、本柱3本、支線1本、支柱1本	第二公園		H28.4.1	R8.3.31	10年
占用	電柱	第二公園	1本	H28.4.1	R8.3.31	10年
占用	本柱	第二公園	1本	H27.4.1	R7.3.21	10年

大宮第二公園及び大宮第三公園 設置・占用・行為許可一覧

R6. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	写真撮影	園内		R5.4.1		1日
行為	婚礼前撮り	園内		R5.4.1		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.1		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.1		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.1		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.1		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.1		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.1		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.1		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.1		1日
行為	家族写真	園内		R5.4.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.2		1日
行為	婚礼前撮り	園内		R5.4.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.2		1日
行為	ヨガイベント	園内		R5.4.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.2		1日
行為	写真展	園内		R6.4.3	R6.4.9	7日
行為	写真撮影	園内		R5.4.4		1日
行為	婚礼前撮り	園内		R5.4.4		1日
行為	婚礼前撮り	園内		R5.4.4		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.4		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.4		1日
行為	山野草春展示	園内		R6.4.10	R6.4.16	7日
行為	えびね展	園内		R6.4.10	R6.4.16	7日
行為	ドラマ撮影	園内		R5.4.11		1日
行為	テニス用品販売	園内		R5.4.12		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.15		1日

大宮第二公園及び大宮第三公園 設置・占用・行為許可一覧

R6. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	写真撮影	園内		R5.4.16		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.18		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.19		1日
行為	ドラマ撮影	園内		R5.4.21		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.22		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.22		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.23		1日
行為	動画撮影	園内		R5.4.25		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.27		1日
行為	婚礼前撮り	園内		R5.4.28		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.29		1日
行為	写真撮影	園内		R5.4.30		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.4		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.4		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.5		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.6		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.9		1日
行為	テニス用品販売	園内		R5.5.10		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.12		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.13		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.14		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.16		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.20		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.21		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.21		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.25		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.26		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.27		1日
行為	ヨガイベント	園内		R5.5.28		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.28		1日

大宮第二公園及び大宮第三公園 設置・占用・行為許可一覧

R6. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	写真撮影	園内		R5.5.30		1日
行為	写真撮影	園内		R5.5.30		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.4		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.4		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.6		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.6		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.10		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.10		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.11		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.11		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.11		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.12		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.13		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.14		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.14		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.15		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.15		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.15		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.15		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.15		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.15		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.16		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.16		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.17		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.17		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.17		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.17		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.18		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.18		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.18		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.18		1日

大宮第二公園及び大宮第三公園 設置・占用・行為許可一覧

R6. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	写真撮影	園内		R5.6.18		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.19		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.19		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.20		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.20		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.20		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.21		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.21		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.22		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.24		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.24		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.24		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.25		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.26		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.27		1日
行為	テニス用品販売	園内		R5.6.27		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.29		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.30		1日
行為	写真撮影	園内		R5.6.30		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.4		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.6		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.6		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.6		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.8		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.9		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.9		1日
行為	テニス用品販売	園内		R5.7.10		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.15		1日

大宮第二公園及び大宮第三公園 設置・占用・行為許可一覧

R6. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	写真撮影	園内		R5.7.15		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.16		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.16		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.22		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.22		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.22		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.22		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.27		1日
行為	写真撮影	園内		R5.7.29		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.1		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.3		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.4		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.5		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.6		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.6		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.12		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.14		1日
行為	動画撮影	園内		R5.8.17		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.19		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.19		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.19		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.20		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.20		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.20		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.21		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.26		1日
行為	写真撮影	園内		R5.8.26		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.1		1日

大宮第二公園及び大宮第三公園 設置・占用・行為許可一覧

R6. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	写真撮影	園内		R5.9.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.3		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.3		1日
行為	テニス用品販売	園内		R5.9.5		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.9		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.10		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.17		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.17		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.17		1日
行為	展示販売	園内		R6.9.18	R6.9.24	7日
行為	写真撮影	園内		R5.9.23		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.23		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.24		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.24		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.25		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.26		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.26		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.28		1日
行為	写真撮影	園内		R5.9.30		1日
行為	写真撮影	園内		R5.10.1		
行為	写真撮影	園内		R5.10.7		
行為	ヨガ	園内		R5.10.7		
行為	写真撮影	園内		R5.10.8		
行為	さいたま緑のトラスト写真展示	園内		R6.10.10	R6.10.23	
行為	写真撮影	園内		R5.10.12		
行為	職業体験	園内		R5.10.14		
行為	写真撮影	園内		R5.10.14		
行為	写真撮影	園内		R5.10.18		
行為	ヨガ	園内		R5.10.21		

大宮第二公園及び大宮第三公園 設置・占用・行為許可一覧

R6. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	写真撮影	園内		R5.10.22		1日
行為	写真撮影	園内		R5.10.24		1日
行為	写真撮影	園内		R5.10.24		1日
行為	写真撮影	園内		R5.10.25		1日
行為	写真撮影	園内		R5.10.28		1日
行為	写真撮影	園内		R5.10.28		1日
行為	家族の集まり	園内		R5.10.28		1日
行為	写真撮影	園内		R5.10.30		1日
行為	ヨガ	園内		R5.10.31		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.4		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.4		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.8		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.9		1日
行為	テニス用品販売	園内		R5.11.9		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.9		1日
行為	マラソン大会	園内		R5.11.10		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.12		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.12		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.16		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.17		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.18		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.18		1日
行為	ヨガ	園内		R5.11.18		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.19		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.19		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.20		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.20		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.21		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.23		1日
行為	動画撮影	園内		R5.11.23		1日

大宮第二公園及び大宮第三公園 設置・占用・行為許可一覧

R6. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	ランバイク練習	園内		R5.11.23		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.25		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.25		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.26		1日
行為	テニス用品販売	園内		R5.11.27		1日
行為	写真撮影	園内		R5.11.28		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.1		1日
行為	竹とんぼ大会	園内		R5.12.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.2		1日
行為	動画撮影	園内		R5.12.2		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.3		1日
行為	竹とんぼ大会	園内		R5.12.3		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.3		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.3		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.9		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.9		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.10		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.17		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.17		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.17		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.24		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.24		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.28		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.29		1日
行為	写真撮影	園内		R5.12.29		1日
行為	ランバイク練習	園内		R5.12.30		1日
行為	動画撮影	園内		R6.1.7		1日
行為	ランバイク練習	園内		R6.1.14		1日
行為	写真撮影	園内		R6.1.20		1日
行為	写真撮影	園内		R6.1.28		1日

大宮第二公園及び大宮第三公園 設置・占用・行為許可一覧

R6. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	写真撮影	園内		R6.1.29		1日
行為	写真撮影	園内		R6.2.3		1日
行為	ランバイク練習	園内		R6.2.4		1日
行為	写真撮影	園内		R6.2.11		1日
行為	ランバイク練習	園内		R6.2.12		1日
行為	写真撮影	園内		R6.2.14		1日
行為	第20回全国大陶器市	園内		R6.2.21	R6.3.11	20日
行為	フリーマーケット	園内		R6.2.23	R6.3.3	9日
行為	コスプレ撮影	園内		R6.2.26		1日
行為	折り紙展示・販売	園内		R6.2.23	R6.2.28	6日
行為	フリーマーケット	園内		R6.3.1		1日
行為	フリーマーケット	園内		R6.3.2		1日
行為	フリーマーケット	園内		R6.3.3		1日
行為	フリーマーケット	園内		R6.3.5		1日
行為	フリーマーケット	園内		R6.3.6		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.6		1日
行為	フリーマーケット	園内		R6.3.7		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.7		1日
行為	フリーマーケット	園内		R6.3.8		1日
行為	フリーマーケット	園内		R6.3.9		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.8		1日
行為	竹とんぼ展示	園内		R6.3.9	R6.3.10	2日
行為	フリーマーケット	園内		R6.3.10		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.15		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.15		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.16		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.17		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.17		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.17		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.17		1日

大宮第二公園及び大宮第三公園 設置・占用・行為許可一覧

R6. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	写真撮影	園内		R6.3.19		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.20		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.20		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.21		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.23		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.23		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.23		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.23		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.23		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.24		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.24		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.24		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.24		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.24		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.24		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.24		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.25		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.25		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.25		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.25		1日
行為	写真展	園内		R6.3.25	R6. 3. 31	7日
行為	写真撮影	園内		R6.3.26		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.26		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.26		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.26		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.26		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.27		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.27		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.27		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.27		1日
行為	写真撮影	園内		R6.3.28		1日

利用料金等の設定（大宮第二公園及び第三公園）

(1) 利用料金

ア 施設利用

施設名		現行料金(円)	
テニスコート	県内 一般	2時間単位	880円
		9:00～11:00	11:00～13:00
		13:00～15:00	15:00～17:00
	県内 学生	2時間単位	440円
	9:00～11:00	11:00～13:00	
	13:00～15:00	15:00～17:00	
テニスコート	県外 一般	2時間単位	1,320円
		9:00～11:00	11:00～13:00
		13:00～15:00	15:00～17:00
	県外 学生	2時間単位	660円
	9:00～11:00	11:00～13:00	
	13:00～15:00	15:00～17:00	
放送施設（テニスコート）		1日（9:00～17:00）	3,700円
		半日（9:00～13:00）	1,850円
		半日（13:00～17:00）	1,850円
軟式野球場	県内 一般	半日（8:30～12:30）	2,250円
		半日（13:00～17:00）	2,250円
	県内 学生	半日（8:30～12:30）	1,120円
		半日（13:00～17:00）	1,120円
	県内 一般	1日（8:30～17:00）	4,500円
		1日（8:30～17:00）	2,250円
	県外 一般	半日（8:30～12:30）	3,380円
		半日（13:00～17:00）	3,380円
県外 学生	半日（8:30～12:30）	1,690円	
	半日（13:00～17:00）	1,690円	
県外 一般	1日（8:30～17:00）	6,750円	
	1日（8:30～17:00）	3,380円	
更衣室		8:30～17:15	無料

茶室	半日 9:00～12:00	4,800円
	13:00～16:00	4,800円
	1日 9:00～16:00	9,600円
第一会議室 (ギャラリー棟)	半日 8:30～12:30	420円
	13:00～17:00	420円
	1日 8:30～17:00	840円
第二会議室 (ギャラリー棟)	半日 8:30～12:30	1,250円
	13:00～17:00	1,250円
	1日 8:30～17:00	2,500円

- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（教育委員会等を含む）及び、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所をいう。以下同じ。）は除く。）が主催する事業の場合は、無料とする。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所は除く。）が共催する事業は、一般の金額の半額とする。
- * テニスコート及び軟式野球場の料金表の「学生」とは中学生及び高校生をいう。なお、小学生以下の団体は学生扱いとする。
- * 学校教育法にいう学校（大学、専修学校は除く）、児童福祉法にいう保育所が主催する事業でテニスコート又は軟式野球場を使用する場合は、学生料金を適用する。
- * 利用時間には、準備に関する時間及び現状回復に要する時間を含むものとする。
- * 「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）第3条に規定する者が利用する場合は、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）で定める額を減免する。ただし、減免対象者を含む複数人で利用の申請をする場合に減免対象となるのは、減免対象者が使用する施設に限る。
- * 連続する貸出区分を利用する場合は、貸出区分間の時間を含むものとする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合は又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、利用料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。
- * 学生団体（小学生、中学生、高校生）が利用する場合は学生料金とする。
- * 表の時間以外に施設を利用する場合は、各施設の1時間あたりの料金を設定し、料金を徴収することができるものとする。
- * 上記により算出した金額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

イ 行為許可

行 為	現 行 料 金 (円)
物品の販売その他の営業行為 (興行を除く。)をする場合	1 m ² 当たり半日 (4時間以内) ※ 7円 1 m ² 当たり一日 (4時間を超えて8時間以内) ※14円 8時間を超えて1時間延長ごと ※ 2円
興行を行う場合	1 m ² 当たり半日 (4時間以内) ※ 8円 1 m ² 当たり一日 (4時間を超えて8時間以内) ※17円 8時間を超えて1時間延長ごと ※ 2円
業として行う写真の撮影	1件当たり半日 (4時間以内) 370円 1件当たり一日 (4時間を超えて8時間以内) 740円 8時間を超えて1時間延長ごと 90円
業として行う映画等の撮影	1件当たり半日 (4時間以内) 14,870円 1件当たり一日 (4時間を超えて8時間以内) 29,740円 8時間を超えて1時間延長ごと 3,720円
競技会、集会、展示会、博覧 会その他これらに類する催し	1 m ² 当たり半日 (4時間以内) ※ 4円 1 m ² 当たり一日 (4時間を超えて8時間以内) ※ 8円 8時間を超えて1時間延長ごと ※ 1円
広告物の表示	表示面積 1 m ² 当たり 一日 2,090円 8時間を超えて1時間延長ごと 260円

- * 「※」表示金額について、表の行為許可のうち「物品の販売その他の営業行為 (興行を除く。) をする場合」、「興行を行う場合」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合」は、表に掲げる額に許可対象となる数量を乗じて得た額に105分の110を乗じて得た額とする。
- * 行為に要する面積が1 m²未満であるとき、又はその面積に1 m²未満の端数があるときは、1 m²として計算するものとする。
- * 行為に要する時間の単位について、半日とは、午前8時30分から午後0時30分まで、午後1時から午後5時までのいずれかとし、1日とは、午前8時30分から午後5時までとする。
- * 国又は地方公共団体 (学校及び保育所 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校 (教育委員会等を含む) 及び、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条に規定する保育所をいう。以下同じ。) は除く。) が主催する事業の場合は、無料とする。(物品の販売及びこれに類する営業行為は除く。)
- * 国又は地方自治体 (学校及び保育所は除く。) が共催する事業の場合は半額とす

る。ただし防災の事業に使用する時は無料とする。(物品の販売及びこれに類する営業行為は除く。)

- * 学校教育法にいう学校(大学、専修学校は除く)、児童福祉法にいう保育所が主催する事業の場合は半額とする。
- * 表の行為は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。
- * 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- * 埼玉県都市公園条例第9条第1項第一号及び第四号に掲げる行為をする場合で公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、総収入額の100分の6に相当する額又は52,380円のいずれか高い額とする。
- * 上記により算出した金額が、10円未満であるときの料金は、0円とする。また、10円以上となる場合において、その金額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、行為許可料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

(2) 自主事業

ア 現状

行 為	現 行 料 金 (円)
バッテリーカー 子ども用自走式乗り物の貸出	1回 100円
飲食販売事業(移動販売車) ケータリング委託業者による販売	軽食及び飲み物等100円~1,000円
物品販売事業	スポーツ用品販売:100円~3,000円 (テニスボール700円/4球) レジャー用品等販売:100円~1,500円 梅図鑑:300円 植木等販売:100円~5,000円
スポーツ教室、体験教室 (ヨガ教室、工作教室等)	500円~1,500円
大宮アルディージャスポーツ教室	1人 500円~2,000円
委託売店(自動販売機) 公園内における飲料水及びアイス等の自動販売機を設置	100円~300円
貸用具(ロッカー)	1回 100円
貸用具(シャワー)	1回 100円

県営公園指定管理業務に関する危機管理体制について

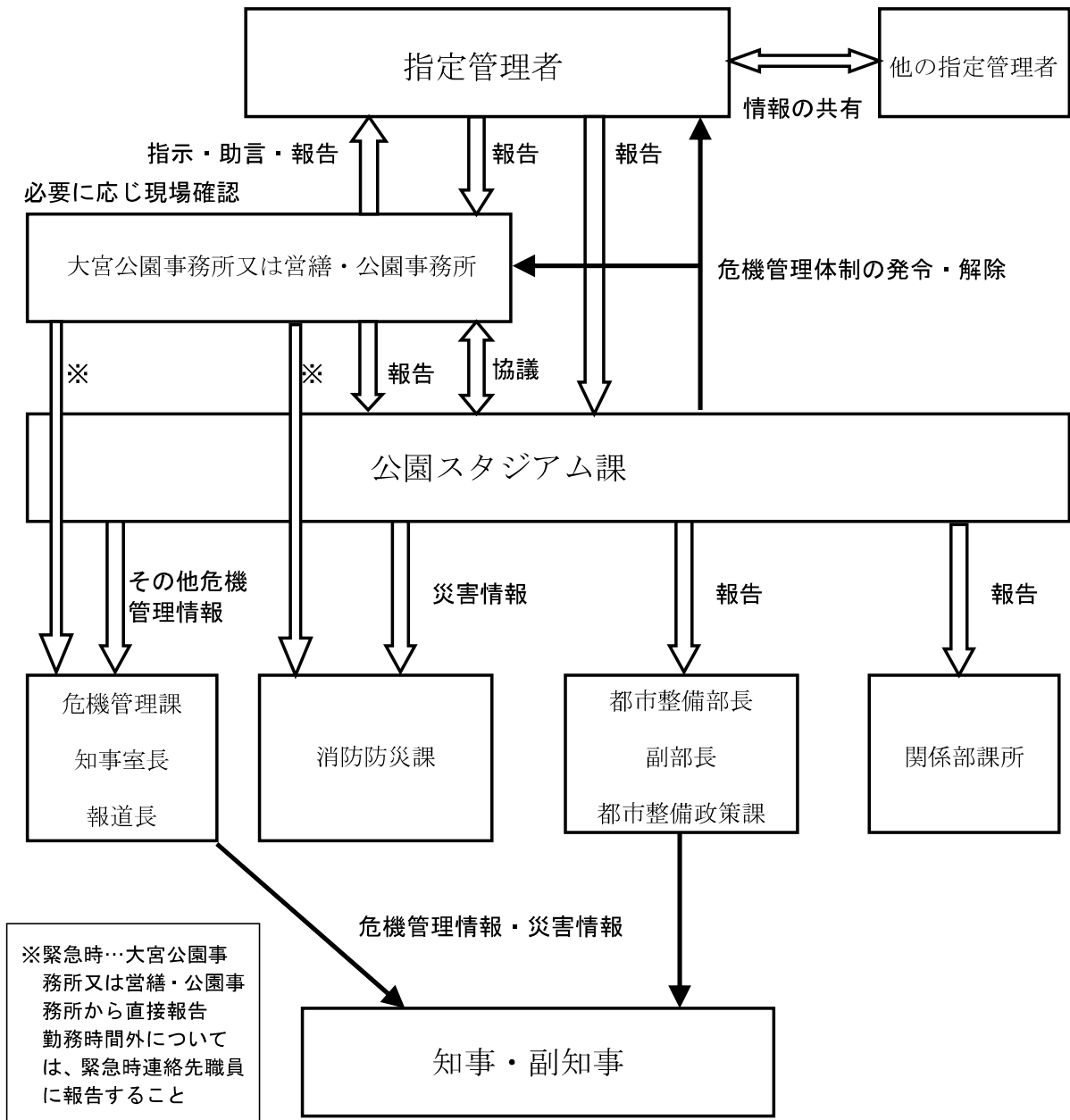
(1) 目的

不特定多数の人が集う公園では、地震等の自然災害の他、人為的災害や人身事故など、様々な災害に備えておく必要があります。特に、役割分担の明確化と迅速な情報伝達は、人命救助や現場復旧の点からも、また、県の危機管理上においても非常に重要です。

各指定管理者は、事故等が発生したら、まずは県に一報してください。

また、災害・事故等でなくても取材を受けた場合や記事やニュース化されたもの、話題となっている情報等がある場合も報告してください。

(2) 情報伝達フローチャート



(3) 情報の種類

ア 災害発生情報及び被害情報

災害の程度・種類により以下の4つに分ける。

(ア) 情報収集体制（地震：震度5弱、風水害等：台風直撃など）以上をとる地震その他災害の場合

※情報収集体制とは埼玉県災害対策本部要綱で定める県職員の配備基準をい
い、以下の場合に配備される。

地震：地震発生時、原則として震度5弱の揺れが発生した場合

風水害等：災害が発生または発生が予想される場合（台風直撃等）

(イ) 気象警報（大雨又は洪水に関するもの）発表の場合

(ウ) 震度4の地震発生

(エ) その他の災害の場合

- ・地震による施設被害が発生
- ・強風による被害が発生
- ・雨による冠水等が発生
- ・その他災害に関して重要と判断される事項

イ 事件・事故情報

例・公園内で発生した事件・事故・火災等

- ・近辺の火災による被害発生の可能性がある場合
- ・個人情報の流失（利用者データの流失）等県民生活に重大な影響を及ぼす事件
- ・その他危機管理に関して重要と判断される事項

ウ 外部からの照会等の情報

例・議員等からの照会、依頼等

- ・公園関係の新聞記事、テレビニュース等
- ・マスコミからの取材
- ・その他重要と判断される情報

エ 利用者からの要望・苦情等の情報

例・利用者の生命・身体に危険が予想される事項

- ・同様の趣旨が複数寄せられた事項
- ・議員、マスコミ等を通じて今後の波及が予想される事項
- ・今後の施設整備・管理上参考となる事項

指定管理業務に関する特記仕様書（大宮第二・第三公園）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

- 1 別添1の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、「大宮第二公園及び大宮第三公園 現況調書」に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
 - (1) 他の県営都市公園の料金と比較しても妥当な額であること。
 - (2) 国又は県が主催する事業に使用する場合は、料金を免除とし、共催する事業に使用する場合は1/2以上を減額すること。
 - (3) 障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）の規定に基づいて減免すること。
 - (4) 有料施設の利用料金について原稿の料金設定を超える料金を設定する場合は、さらに次の事項を踏まえること。
 - ア 設備投資等により、機能・仕様の向上が明らかに見られること。
 - イ 機能・仕様の向上が利用者ニーズを反映させたものであること。
 - ウ 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。
 - エ 新料金の適用日については、個々の利用形態に応じた周知期間をおくこと。
- 4 埼玉県県営公園施設予約サービスに関する次の業務を行うこと。
 - (1) 埼玉県県営公園施設予約サービスの利用者登録の受付・確認・登録証の発行等
 - (2) 大宮第二公園の施設（テニスコート、軟式野球場）に関する照会・予約及びキャンセルの受付等※ 埼玉県県営公園施設予約サービスの運用状況に変更がある場合は、別途調整を行う。
- 5 運動施設の利活用に当たっては、県営スポーツ施設利用調整会議での調整結果を最優先事項とすること。

同一事業の開催について、他の施設との重複を避けるため、県営スポーツ施設利用調整会議（埼玉県県民生活部スポーツ振興課主催）に参加し、運動施設の利活用に当たっては、調整結果を最優先事項とすること。
- 6 大宮公園事務所と連携、調整を図ること。

公園の管理運営及び利活用等に当たっては、大宮公園（第一公園）の管理者である埼玉県大宮公園事務所と常に緊密に連携、調整を図ること。

- 7 駐車場及び多目的広場の臨時駐車場としての利用
駐車場及び多目的広場は、大宮公園の双輪場、硬式野球場及びサッカー場等の臨時駐車場として利用されている。
そのため、駐車場及び多目的広場の管理及び利活用に当たっては、必ず事前に大宮公園事務所と調整し、埼玉県の手示を優先すること。
- 8 地元ボランティア等との連携を図ること。
地域に根ざした公園となるように、地元ボランティア団体等と連携した公園管理を行うよう努めること。
- 9 防犯対策に配慮すること。
「埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針」に基づき適正に管理すること。
- 10 防災等に関する訓練に協力すること。
当公園は、地元さいたま市が地域防災計画で避難場所として指定している。
さいたま市が防災訓練を実施する際は公園を管理する者として、参加及び協力すること。
また、県営公園防災活動拠点運営要領を策定し、災害時に備えた訓練を実施すること。
- 11 大宮第二・第三公園の指定管理区域
指定管理者の管理区域は、「大宮公園の供用区域のうち、さいたま市大宮区寿能町及び堀の内町地内」である。さいたま市大宮区堀の内町地内から高鼻町地内までの「公園連絡橋」については指定管理者の管理区域ではないので、事業計画書作成の際に留意すること。
- 12 新たな森づくり推進事業（記念プレート付き植樹）について
県では、都市部の新たな森づくりを推進するため、平成21～24年度にかけて県営都市公園10公園で植樹を行った。
大宮第三公園でも同植樹を行っているため、別添2「新たな森づくり推進事業（記念プレート付き植樹）」実施に伴う管理役割分担に基づき、指定管理者として管理等を行うこと。
- 13 遊具については、次の安全対策を行うこと。
 - (1) 社団法人日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する基準 J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に準じた遊具の日常点検表を作成し、日常点検を行うこと。
また、同基準に準じた遊具履歴書を作成、更新すること。
 - (2) 年1回以上、専門業者による点検を実施すること。
- 14 別添3「電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容」に基づいて別表1を満たすように保安規定を作成し、職務を行うこと。
また、埼玉県公園間の連絡調整機会の充実を図る目的で埼玉県が開催する「県営公園電気主任技術者連絡会議」（原則年3回開催）への出席に配慮すること。

15 周辺道路や駐車場の渋滞対策

大宮公園は、年間を通して来園者が多く、特にお花見の時期や、双輪場、硬式野球場、サッカー場における試合等の開催時には、周辺道路において、駐車場利用に対する渋滞が発生している。

また、平成30年度に、隣接する大宮公園の駐車場を有料化した影響もあり、大宮第二公園駐車場の利用者も増えており、駐車場へのアクセス道路における渋滞対策等も課題となっている（土・日・休日は特に、第二公園の駐車場が満車となっている）。

これらの問題を解決するため、梅まつり等の公園事業にあたっては、近隣道路の渋滞対策を実施すること。また、指定管理者には、課題や懸案を検討し、県との役割分担も整理した上で、実現可能性ある提案をお願いする。

なお、県が大宮第二・第三公園の駐車場を有料化することとした際には、指定管理者も協力すること。その際、指定管理委託料については、駐車場の有料化に伴う収入の増加分を提案の額から減額するものとする。

16 調節池について

大宮第二公園には芝川を挟んで両側に調節池があり、公園区域としている。

通常時の管理は指定管理者が実施するが、有事の際には河川管理者である埼玉県さいたま県土整備事務所が対応する。

17 県主催の大規模イベントについて

令和8年度に県主催の大規模イベントを大宮第二公園で実施する予定である。開催が正式に決定した場合には、関係期間と綿密に調整を行い、主催者に対して料金の減免等を含めて協力すること。

18 大宮第二公園のチビッ子広場の再整備について

県では、大宮第2公園のチビッ子広場及びその周辺において、広場の再整備を予定している（整備予定：遊具・トイレ・授乳室・休憩施設）。現在、整備手法を含め様々な検討を進めているが、その決定された整備計画によっては、指定管理者と協議の上で、整備範囲について一定期間、管理区域から除く可能性もあるので留意すること。

19 本書の定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、本県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。

大宮第二公園及び大宮第三公園 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者（甲種）、消防計画	消防法第8条	○	選任、指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者（乙種4類）	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	さいたま市火災予防条例	○	届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	○	選任、届出 指定管理者が行う。 平成17年3月28日付け平成17-03-22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」による。
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条	/	選任、指定管理者が行う。
	ばい煙（騒音・振動）発生施設変更届出	電気関係報告規則第4条	/	選任、指定管理者が行う。
大気汚染防止法関係（ばい煙発生施設）	公害防止監督者、公害防止主任者	さいたま市生活環境の保全に関する条例第114条（政令指定都市のため）	/	選任、指定管理者が行う。
水質汚濁防止法関係			/	選任、指定管理者が行う。
電波法	無線従事者、無線局の開設	電波法第51条、第4条	/	選任、指定管理者が行う。
ビル管理法	建築物環境衛生管理技術者 特定建築物届出、変更届出	ビル管理法第6条、第5条 埼玉県特定建築物維持管理指導要領	/	選任、指定管理者が行う。
浄化槽法	浄化槽管理士	浄化槽法第10条	/	選任、指定管理者が行う。
廃棄物処理法	廃棄物管理責任者 廃棄物処理計画届出	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	○	選任、指定管理者が行う。

ビル管理法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

廃棄物処理法…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。

甲種防火対象物… 消防法施行令 別表第一（一）項イ 観覧場

無線局免許の有効期間は、5年。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	○	特殊建築物、建築設備等
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条	/	エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条	○	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2	/	3年以内、1年以内
ビル管理法	建築物環境衛生管理基準	ビル管理法第4条	/	維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	/	受水槽>10m3
	小規模貯水水槽の検査	条例等	○	受水槽≤10m3、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	○	

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2	/	有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法関係	ばい取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条	/	有資格者の選任
	設置届出、性能検査	ボイラー及び圧力容器安全規則	/	年1回実施、二種は定期自主検査のみ
	フォークリフトの定期自主検査	労働安全衛生規則第151条の21	/	年1回実施
	特定化学物質作業主任者	特定化学物質障害予防規則第27条	/	選任
消防法関係	防火対象物定期点検報告	消防法第8条の2の2	○	収容人員が300人以上
	防災防火対象物の指定	消防法第8条の3	○	カーテン等に防災性能を有する表示が必要
アール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県アール維持管理指導要綱第6条	/	選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第55条、第48条	/	許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物処理法	産業廃棄物の処理	廃棄物処理法第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
PCB特別措置法	保管の届け出	PCB特別措置法第8条	/	廃棄物処理法第12条の2に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の選任
電気事業法関係	自家用電気工作物需要設備の改造等の工事期間中の点検	経済産業省告示第249号第4条第11号	○	自家用電気工作物需要設備の改造等の工事期間中の電気主任技術者の点検は、指定管理者が経費負担をする。
銃砲刀剣類所持等取締法	麻酔銃所持の許可、公安委員会による確認	銃砲刀剣類所持等取締法第4条	/	公安委員会による確認は、所持することとなった日から起算して14日以内に受ける。
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

廃棄物処理法…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。

PCB特別措置法…より塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

「新たな森づくり推進事業（記念プレート付き植樹）」とは？
 →彩の国みどりの基金「都市への植樹」として寄附を頂いた方の記念として、植樹及びプレートの設置を行う。

「新たな森づくり推進事業(記念プレート付き植樹)」実施に伴う管理役割分担について

状 況	対 応	
	設置者(県)が行うこと	管理者(指定管理者)が行うこと
[プレート] ① プレート破損等 (使用不能の場合) ・ プレートが割れている (設置後5年以内) ・ 丸太が割れている (設置後5年以内) ・ プレートが紛失している (設置後5年以内) ・ プレート、丸太の破損が著しい(設置後5年経過) (使用可能の場合) ・ プレートが傾いている ・ 丸太が傾いている ・ プレートが外れている ・ 針金が腐食している ・ プレートへの落書き	・ 再設置する ・ 再設置する ・ 再設置する ・ 撤去、処分する	← ・ 設置者へ連絡する ← ・ 設置者へ連絡する ← ・ 設置者へ連絡する ← ・ 設置者へ連絡する → ・ プレートを修正する → ・ 丸太の傾き修正をする → ・ プレートを再設置する → ・ 針金の再設置 → ・ シンナーで、落書きされた部分を慎重に拭き取る
[樹木] ① 樹木の壊死等 (自然現象による場合) ・ 枯れた(設置後5年以内) ・ 枯れた(設置後5年経過) (いたずらによる場合) ・ 枯れた(設置後5年以内) ・ 枯れた(設置後5年経過)	・ 再設置する 1) 樹木の設置工事の瑕疵担保期間中の場合、施工業者が実施 2) 瑕疵担保期間を過ぎた場合、新規発注する(規模は、設置当初とする) ・ 設置しない ・ 再設置する 1) 新規発注する(規模は、設置当初とする) ・ 設置しない	← ・ 設置者へ連絡する ← ・ 設置者へ連絡する ← ・ 設置者へ連絡する ← ・ 設置者へ連絡する
② 倒木の発生等 ・ 樹木が倒れた ・ 支柱が倒れた、外れた		→ ・ 樹木を復旧する → ・ 支柱を復旧する
③ 病害の発生等 ・ 害虫の発生 ・ 樹木の病気の発生		→ ・ 害虫駆除として、剪定する → ・ 薬剤を散布する → ・ 樹木を保護する
④ その他 ・ 通常の樹木管理 ・ 不要になった支柱 ・ 樹木への案内	・ 支柱取外し工事を実施する	→ ・ 上述以外の通常管理をする ← ・ 設置者へ連絡する → ・ 電話及び現地へ案内する

※1 この表に明記されている管理者が実施する内容は、指定管理業務に含む。
 ※2 上記に定めのない事項は、別途協議する。

別紙

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視及び点検内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 外部委託請負者が行う点検の範囲については、委託契約書によることとし、電気工作物の種類並びに点検の種別にしたがい、原則として別表第1のとおりとする。
ただし、設備が特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検が困難な電気工作物については、外部委託請負者の意見を聞いて、必要な点検を専門業者又は、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- (2) 電気事故又は、電気工作物に異常が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に、みなし設置者又は電気事業者の通知に基づき外部委託請負者が行う応急措置の指導や助言は、電話又は直接現地にて行うものとする。
この場合においてみなし設置者は、外部委託請負者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に外部委託請負者に連絡し、設置者に報告する。

別表 1

点検項目

(需要設備・配電設備・負荷設備・自家用発電設備)

1-1 日常巡視、定期巡視、精密点検

対象	点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		継電器との連動試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置のコンデンサー容量測定			○
	断路器	外観点検	○	○	
		振れ止め装置の機能点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		電磁弁構造部の注油、調整		○	
		附属装置の状況		○	
		油の汚れ、特性調査		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		接地線接続部		○	
		遮断速度測定			○
		絶縁油耐压試験			○
		内部点検			○
	母線	外観点検		○	
		碍子点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	受電用変圧器	外観点検	○	○	
		漏えい電流測定		○	○
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		絶縁油耐压試験			○
	内部点検			○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	受電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
計器の較正			○		
監視盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		

注1. 高圧機器の絶縁抵抗測定は、5000Vメガーを用いること。

注2. 遮断速度測定は開極投入時間、最小動作電圧及び電流の測定も含む。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	監視盤	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の校正		○	
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		充電装置の内部点検			○
		比重・液温・電圧測定	○	○	
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
配電設備 (屋外電線路を含む)	断路器 遮断器 開閉器類	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	配電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		端子配線符号		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		計器の校正		○	
	配電用変圧器	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
標識・他物との隔離距離		○	○		
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
負荷設備	回転機器	外観点検	○	○	
		整流子、刷子及び集電環の発熱等	○	○	
		制御装置、接地線接続部の点検		○	
		内部点検、回転子軸受等			○
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、配線器具	開閉器の点検、塵埃等	○	○	
		接続状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
その他の機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		

注3. 変圧器を点検する際に、温度測定も行う。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検				
自家用発電設備	非常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○			
				始動試験	○	○			
				機関主要部分の分解			○		
				排ガス測定		○			
				内燃機関の分解			○		
				ガスタービン	外観点検	○	○		
					計器盤点検	○	○		
					振動・異音・異臭等	○	○		
					油面、漏れ等	○	○		
					燃焼器点検		○		
					機器内部点検		○		
					高温部分分解点検			○	
					オーバーホール			○	
					ガス圧縮機	外観点検	○	○	
						保安装置		○	
			カップリング			○			
			オイルポンプ			○			
			スクリュー圧縮機分解点検				○		
			補機類	外観点検	○	○			
				振動・異音・異臭等	○	○			
				駆動機シリンダ部グリース補給		○			
				リミットスイッチ動作位置		○			
				軸受部開放点検			○		
			計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○			
				異音、振動、漏れ等	○	○			
				ベルトの点検、調整		○			
				総合分解点検			○		
			純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○		
				計器点検	○	○			
				純粋タンク水位、流量	○	○			
				カートリッジ純水器再生	○	○			
				総合システム点検		○			
				純水加圧ポンプの分解点検			○		
			始動用空気圧縮機	ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○			
				圧力調整弁、圧力開閉器	○	○			
				安全弁の作動	○	○			
				潤滑油交換		○			
				ベルトの点検、調整		○			
				ピストン、シリンダーの分解点検			○		
				外観点検	○	○			
			発電機関係	整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○			
				制御装置点検		○	○		
				接地線接続部の点検		○			
				内部点検			○		
				絶縁抵抗・接地抵抗測定		○			
				保護継電器の動作試験		○			
				需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ		
蓄電池	外観点検	○	○						
	始動試験	○	○						
	機関主要部分の分解		○	○					
	排ガス測定		○						
	内燃機関の分解			○					
常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○				
			始動試験	○	○				
			機関主要部分の分解		○	○			
			排ガス測定		○				
			内燃機関の分解			○			

注4. 排ガス測定について、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、必要に応じてばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。

注5. 自家用発電設備の燃料タンクについても、外観点検を行ってください。

注6. ○印は該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検			
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	ガスタービン	外観点検	○	○		
				計器盤点検	○	○		
				振動・異音・異臭等	○	○		
				油面、漏れ等	○	○		
				燃焼器点検		○		
				機器内部点検		○		
				高温部分解点検			○	
				オーバーホール			○	
				ガス圧縮機	外観点検	○	○	
					保安装置		○	
					カップリング		○	
					オイルポンプ		○	
		スクリュー圧縮機分解点検				○		
		補機類	外観点検	○	○			
			振動・異音・異臭等	○	○			
			駆動機シリンダ部グリース補給		○			
			リミットスイッチ動作位置		○			
			軸受部開放点検			○		
		計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○			
			異音、振動、漏れ等	○	○			
			ベルトの点検、調整		○			
		純水製造装置 水噴射装置	総合分解点検			○		
			漏れ等	○	○	○		
			計器点検	○	○			
			純粋タンク水位、流量	○	○			
			カートリッジ純水器再生	○	○			
		始動用空気圧縮機	総合システム点検		○			
			純水加圧ポンプの分解点検			○		
			ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○			
			圧力調整弁、圧力開閉器	○	○			
			安全弁の作動	○	○			
			潤滑油交換		○			
			ベルトの点検、調整		○			
		ピストン、シリンダーの分解点検			○			
		配電盤	外観点検	○	○			
			機器損傷の有無	○	○			
			埃等の侵入防止、清掃	○	○			
			端子台、コネクタ等	○	○			
			操作、切換開閉器の動作試験		○			
			締付けねじの増締め		○			
ヒューズ類の点検			○					
盤内取付器具の加熱変色、損傷			○					
盤内、外面の清掃			○					
自動電圧調整器の外観、調整範囲確認			○					
その他配電設備と同じ			○					
絶縁抵抗測定			○					
発電機関係	音響、振動、異臭等		○	○				
	軸受、固定子及び接続部の変色・加熱	○	○					
	グリースの劣化・漏れ等		○					
	内部点検、コイル軸受、通風、附属装置		○					
	内部分解点検			○				
	軸受の点検、交換			○				
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○					
保護継電器の動作試験		○						
蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。				

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	外観点検	○	○	
			始動試験	○	○	
			機関主要部分の分解		○	
			内燃機関の分解			○
		発電機関係	外観点検	○	○	○
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○	
			制御装置点検の点検		○	
			接地線接続部の点検		○	
			内部点検、回転子軸受、通風、附属装置			○
			絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
			保護継電器の動作試験		○	
		蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。
		車両	ブレーキ	○	○	
			タイヤ	○	○	
			エンジン関係	○	○	
			燃料	○	○	
			ライト、ウインカー	○	○	
			その他	○	○	
			排ガス測定		○	
		太陽電池アレイ（架台を含む。）	外観点検	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			開放電圧測定		○	
		中継端子箱アレイ出力開閉器	外観点検	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			保護機能試験		○	
		インバータ	外観点検	○	○	
			異音、異臭等	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
		系統連係保護装置	外観点検	○	○	
			接地線接続部	○	○	
絶縁抵抗測定			○			
投入ロック試験			○			
保護継電器の動作試験			○			
接地設備	接地抵抗測定		○			
風力発電設備	風車	外観点検	○	○		
		尾翼ダンパー点検、交換				
		ブレード点検、交換			○	
	タワー	外観点検	○	○		
		ウインチ点検		○		
	風速計	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
	発電機	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
		ブラシ点検、交換			○	
オーバーホール				○		
インバータ	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
系統連係保護装置	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
接地設備	接地抵抗測定		○			

注7. 「日常巡視点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「定期巡視点検」は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。

「精密点検」は「定期点検」より設備細部の点検を実施するものをいいます。なお、精密点検については、主任技術者の意見を聞いて、設置者（みなし設置者）が電気機器製造者等に依頼して行うものとします。

注8. 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、一部省略することがあります。

点検項目
(工事期間中の点検及び竣工検査)

1-2 工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、変圧器、 コンデンサ、リアクトル、 避雷器、計器用変成器 及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接抵抗測定		○
構造物	受電室建物、 キュービクル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 <small>(非常用予備発電装置を含む)</small>	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
		温度測定		○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

1-3 臨時点検

電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、その都度点検、測定、試験を行うものとします。

2 点検の周期

点検の種別		周期	
日常巡視点検	需要設備	毎月	1回
	内燃力発電所	毎月	2回
定期巡視点検	需要設備	毎年	1回
	内燃力発電所	毎年	1回
精密点検	需要設備	3～8年	1回
	内燃力発電所	3～8年	1回
臨時点検		必要の都度	
工事期間中の点検		週	1回
自主検査		工事完了後	

注1. 自主検査は電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。